

第2章・各論

この章では、「相談」「暮らし」「就労・社会参加」「子ども・健康」の基本目標ごとに、施策をどのように展開していくかを示しています。

柱1	みんなで守り寄り添う共生のまちづくり.....	39
柱2	みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり	63
柱3	みんながその人らしく社会参加できる 共生のまちづくり	95
柱4	みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり	115

本市では、以下の施策体系に基づき、施策・事業等を進めます。

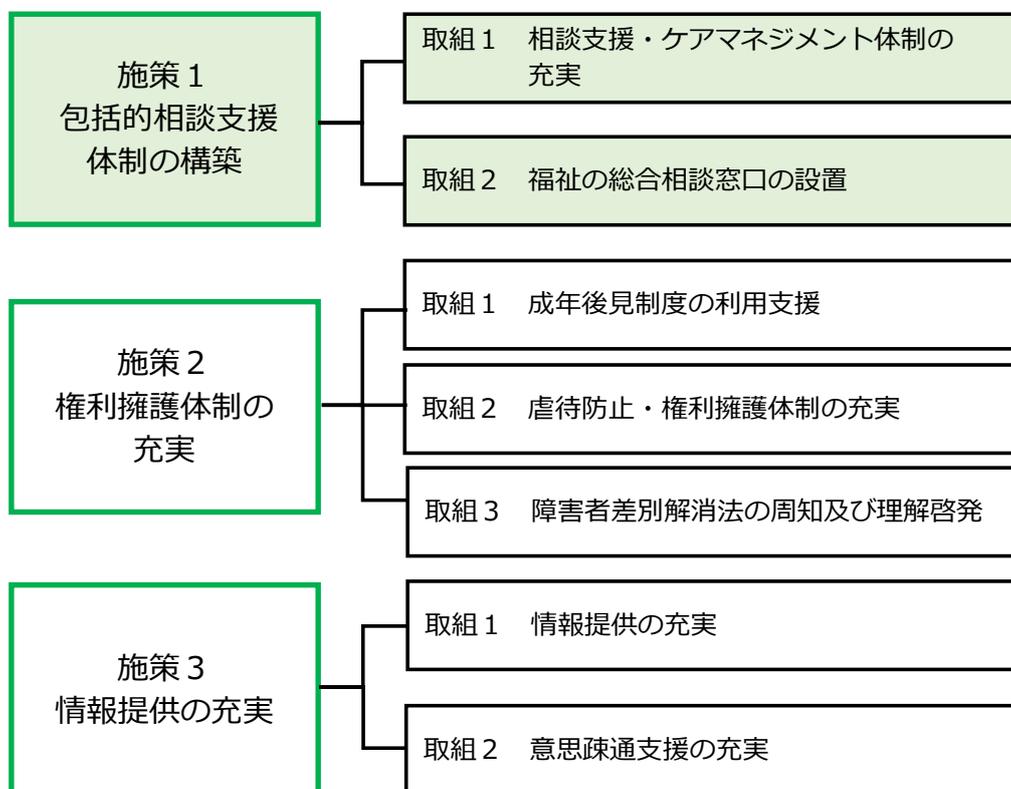
大施策【柱】	中施策【施策】	小施策【取組】
柱1 みんなで守り寄り添う 共生のまちづくり	1 包括的相談支援体制 の構築	1 相談支援・ケアマネジメント 体制の充実（重点）
		2 福祉の総合相談窓口の設置 （重点）
	2 権利擁護体制の充実	1 成年後見制度の利用支援
		2 虐待防止・権利擁護体制の充実
		3 障害者差別解消法の周知及び 理解啓発
	3 情報提供の充実	1 情報提供の充実
2 意思疎通支援の充実		
柱2 みんなで支え安心して 暮らせる 共生のまちづくり	1 暮らしを支える 基盤整備	1 地域生活を支える場の充実 （重点）
		2 高齢障害・重度障害に対応した 居住環境の整備（重点）
	2 暮らしを支える サービスの充実	1 訪問系サービスの支援
		2 日中活動系サービスの支援
	3 安全・安心な 生活環境の整備	1 災害や感染症、犯罪等から守る 体制の整備
		2 バリアフリー化等の推進
柱3 みんながその人らしく 社会参加できる 共生のまちづくり	1 就労支援の強化	1 就労支援体制の充実（重点）
		2 工賃向上の取組強化
	2 拠点機能の整備に よる社会参加活動・ 交流事業の推進	1 多様な社会参加・交流の場の 拡充（重点）
		2 学びの場の充実
	3 共生意識の醸成と 支え合いの 地域づくりの推進	1 共生意識の醸成
		2 協働による福祉活動の充実
柱4 みんなが健やかに 成長できる 共生のまちづくり	1 乳幼児期における 支援の充実	1 障害の早期発見から健やかな 成長のための療育支援の充実
		2 こども園・幼稚園・保育園等 への支援の強化
	2 学齢期における 支援の充実	1 インクルーシブ教育システムの 構築
		2 放課後等支援の充実
	3 医療・ケア体制の 充実	1 医療的ケア等の支援体制の充実 （重点）
		2 精神障害にも対応した支援及び 医療サービス等の充実（重点）

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

目指す姿

- 本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が身近な場所で専門的な知識を持った職員に対し気軽に相談できる支援体制の充実及び「断らない」相談支援体制の構築による、多様化・複合化する福祉課題解決を目指します。
- 意思決定が困難な方の日常生活や金銭管理を支援するとともに、障害者虐待の防止・早期発見に向けた体制を充実させ、障害者の権利を守ります。また、障害を理由とする差別のない社会を目指します。
- 障害者が、地域で共に暮らし、社会参加していくために、必要な情報を適切に得ることができ、またコミュニケーションに必要な支援を受けられる状態を目指します。

施策の体系



施策1 包括的相談支援体制の構築

現状と課題

■ 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

障害者のサービス利用計画を作成する相談支援事業所は近年増加傾向にありますが、アンケート調査では、相談機能の充実のために「身近な場所に相談できるところがある」「専門的な知識を持った職員がいる」との回答があげられています。

本市では、身近な相談支援に対応するため、相談支援事業所数の増加や、24時間相談対応の地域生活支援拠点を実践的かつ地域ごとに合計4か所整備し、専門性を備えた機関による相談支援を実施しています。

■ 福祉の総合相談窓口の設置

障害に係る悩みや相談は市役所・基幹相談支援センター・4か所の地域生活支援拠点及び委託相談支援事業所で主に受け付けています。近年は障害福祉サービスの利用件数が増加し、障害者からの相談も内容が多様化かつ複合化してきています。また、障害が疑われるひきこもりの方への支援、障害児を育てている家庭の悩みなど、障害を取り巻く課題は多様化かつ複合化しており、こうした状況への対応強化が課題となっています。

施策の方針

- 身近な場所で相談を受け、相談のニーズに応じて適切な支援を提供するため、地域の相談支援・ケアマネジメント体制を充実させます。併せて、福祉サービスを必要とする方に適切なケアマネジメントを提供できるよう、相談支援専門員の確保や質を高めるための人材育成に取り組めます。
- 多様化・複合化する相談に対応するため、高齢、地域福祉、生活困窮者等の関係専門機関が横断する「断らない」相談支援に取り組む「福祉の総合相談窓口」を設置し、包括的相談支援を推進します。また、各専門支援機関のネットワークの構築を通じて、障害福祉の観点から地域全体で課題の解決に取り組めます。

取組

取組1 相談支援・ケアマネジメント体制の充実（重点）

必要とする全ての方の相談に対応するため、市役所、基幹相談支援センター、障害者相談支援コーディネーターを配置した地域生活支援拠点及び委託相談支援事業所が中核となって、各指定相談支援事業所と連携し、地域で安心して相談支援サービスを利用できる環境づくりに取組めます。また、一人一人のニーズに応じたケアマネジメントの実施に向け、質の向上のため、相談支援専門員の増加や研修を通じた人材育成に取組み、地域で課題の解決に取組めます。

① 障害者相談支援体制の強化（重点）

体制づくりの中核となる基幹相談支援センター、地域生活支援拠点及び委託相談支援事業所には、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門職を配置することで、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を図り、地域で課題を解決できる相談支援・ケアマネジメント体制を整えます。

柏市自立支援協議会相談支援部会の運営を支援して、委託相談支援事業所同士の連携強化や地域とのネットワークの強化に取組めます。

また、障害福祉サービス、相談支援の機会を捉え、課題となっている精神障害者等の地域移行・地域定着支援について関係機関とのより一層の連携に取組めます。

主な事業：

- | | |
|----------------------|---------|
| 障害者相談支援・コーディネート事業 | （障害福祉課） |
| 地域生活支援拠点運営協議会の開催 | （障害福祉課） |
| 柏市自立支援協議会相談支援部会の運営支援 | （障害福祉課） |

関連事業

- | | |
|----------------------|---------|
| • 専門職の配置 | （障害福祉課） |
| • 地域移行支援・地域定着支援の利用促進 | （障害福祉課） |



24時間対応してくれる拠点が
地域ごとに4か所もあって、
コーディネーターも配置されているから
安心だわ。

② ケアマネジメントの実施強化

相談からサービス利用まで、一人一人が主体的に生活に関わるために持てる力を引き出す支援（エンパワメントの視点）を大切にしたケアマネジメントの充実に向けて、従事する相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図り、相談支援を必要とする人が利用できるような民間の体制の充実を図ります。

また、多様化する相談に対応できるよう、柏市自立支援協議会相談支援部会の研修などを通じて人材の養成を図ります。さらに、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の審査及び支給決定を行う行政職員の専門性の向上にも取り組めます。

主な事業：

相談支援事業所及び相談支援専門員増加の取組（障害福祉課）

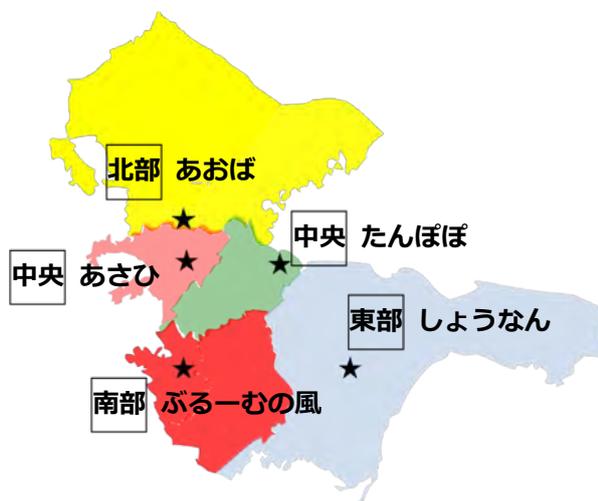
関連事業

- 柏市自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援（相談支援専門員の研修）（障害福祉課）
- 計画案審査及び支給決定を行う職員の相談支援専門員資格取得の促進（障害福祉課）

柏市における相談支援体制

障害者が身近な場所で相談できるようにするためには、地域における相談場所が増えることが重要です。それと併せて、相談を受ける側の資質を向上させる必要があります。

本市においては、各地域に整備された地域生活支援拠点等が中心となって、各地域の相談支援事業者や地域包括支援センターなどの相談支援専門員やケアマネージャーなどを対象に、地区別研修や人材交流を行うことで、地域における相談支援・ケアマネジメント体制を強化しています。



取組2 福祉の総合相談窓口の設置（重点）

各専門支援機関を横断する「断らない」相談支援に取組む「福祉の総合相談窓口」を教育福祉会館内に新たに設置し、地域生活支援拠点等とのネットワークを強化します。地域生活支援拠点等と福祉の総合相談窓口が、障害福祉に係る多様な相談を含め、多様化・複合化する福祉課題を受け止めるとともに、必要に応じて関係機関が連携して支援に取組みます。また、地域生活支援拠点や地域包括支援センター等を有機的に結び付け、分野横断で各専門支援機関の連携を支援し地域全体で複合的課題の解決に取組みます。

① 福祉の総合相談窓口の設置（重点）

相談の内容が多様化・複合化するなか、従来の支援の枠組みでは支援が届かない、支援の枠組みから零れ落ちてしまう障害者等を支援するため「断らない」相談支援に取組みます。具体的には、障害福祉・高齢者支援・地域福祉・保健所及び生活困窮者支援の各専門機関と行政の窓口が連携した「福祉の総合相談窓口」の設置により、包括的な相談支援体制を推進します。



〔教育福祉会館内に開設した福祉の総合相談窓口〕

主な事業：

教育福祉会館のリニューアルに伴う総合相談支援事業〈新規〉

包括的支援体制の構築事業〈新規〉

（福祉政策課，障害福祉課，地域包括支援課，生活支援課，保健予防課，地域保健課，子育て支援課，社会福祉協議会）

関連事業

- 柏市地域生活支援センターにおける総合相談支援（生活支援課）
- 総合相談事業・心配ごと相談事業（社会福祉協議会）
- 地域活動拠点事業（社会福祉協議会）
- 児童に関する相談（こども福祉課）
- 児童の発達に関する相談（こども発達センター）
- 就学相談（児童生徒課）
- 専門職による精神保健福祉に関する相談支援（保健予防課，障害福祉課）
- 難病相談支援事業（保健予防課）
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（地域保健課）

② 地域の相談支援機関との連携強化

複合的な課題の解決に地域全体で取組むため、各地域の相談支援の中心となる地域生活支援拠点及び委託相談支援事業所が地域ごとに事業所とネットワークを強化する取組を支援します。他分野の各専門支援機関（地域包括支援センター、地域いきいきセンター、柏市地域生活支援センター等）との連携を支援します。

主な事業：

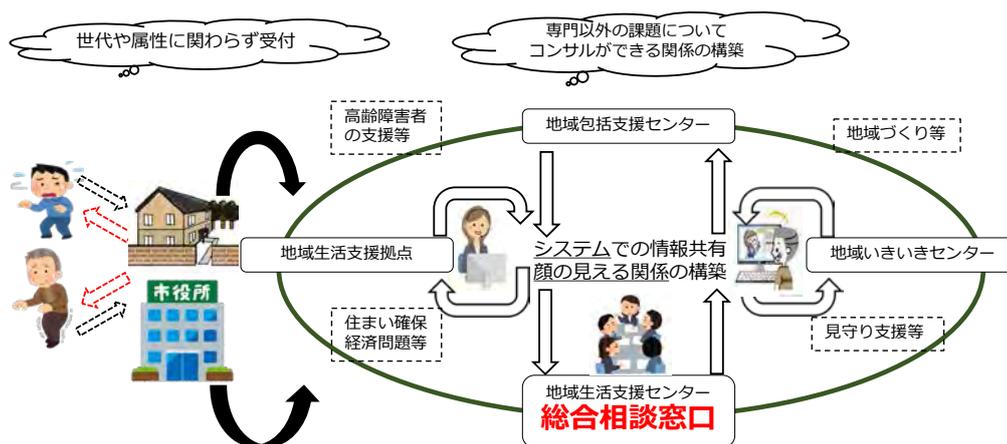
地域包括支援センターとのエリア会議<新規> (障害福祉課)

障害者支援担当ケースワーカーの地区担当制<新規> (障害福祉課)

「断らない」相談窓口

近年、障害に係る相談は本人のことだけではなく家族のこと（高齢化）や経済的なこと、就学・就労、医療や健康、ひきこもり等のさまざまな課題が関わっています。また、高齢者人口や障害者手帳所持者が年々増加していることから、福祉全体を考えた包括的な支援体制の構築が必要になっています。

そこで、本市では「断らない」相談窓口として、障害に限らずあらゆる相談を受け止め、関係機関と連携して支援する「福祉の総合相談窓口」を教育福祉会館内に設置しています。



施策2 権利擁護体制の充実

現状と課題

■ 成年後見制度の利用支援

本市ではこれまで、全ての障害者の権利が守られ、安心して地域生活を送ることができるよう、自己の判断のみによる意思決定や日常生活等が困難な方のための成年後見制度や日常生活自立支援事業の促進に取り組んできました。

しかしながら、親の高齢化や地域生活移行に伴い、地域で生活する障害者は増えている一方で、成年後見制度や日常生活自立支援事業は十分に活用されておらず、制度を利用しやすくするとともに、普及啓発を行うことが求められています。

■ 虐待防止・権利擁護体制の充実

障害者に対する虐待事例も後を絶たない状況です。関係機関の連携により、障害者に対する虐待の防止と早期発見・早期対応の体制を構築することが重要な課題となっています。

■ 障害者差別解消法の周知及び理解啓発

アンケート調査結果によると障害者差別解消法の認知度は依然低く、また差別を受けたり嫌な思いをする（した）ことがある人の割合は、児童で5割以上、成人で4割以上と高い結果でした。障害を理由とする差別解消に向けて関係機関の連携による取組の強化が必要です。

施策の方針

- 自己の判断のみによる意思決定が困難な方も、必要な支援を得ながら地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に取り組めます。
- 障害児者の命を守り育むため、障害者虐待防止センターを中心とした関係機関の連携強化や指定障害福祉サービス事業者に対する実地指導等に取り組む、虐待防止・早期発見・早期対応を図ります。
- 共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別解消のための改善策の検討や理解啓発に取り組めます。また、虐待防止についても養護者、障害福祉サービス事業者、市民の意識向上を図ります。

取組

取組 1 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要な障害者に対して、情報提供・成年後見人等の報酬に対する助成等の必要な支援を行い、制度をより利用しやすい環境を構築します。また、地域に成年後見の一次相談窓口を設置するとともに、市民後見人の育成を促進します。

体制の充実・強化にあたって、かしわ福祉権利擁護センターを運営する柏市社会福祉協議会と連携し、柏市社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」との役割分担を図りながら自己選択や金銭管理等を支援します。

① 成年後見制度の利用促進

自己の判断のみによる意思決定が困難であり、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に、制度についての情報提供や手続に関する支援、申立費用や後見人への報酬助成などを実施します。「柏市における成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する報告書（2020年3月、柏市成年後見制度利用促進基本計画策定検討会の提言）」に基づき、より多くの方に成年後見制度を利用していただくため、柏市社会福祉協議会が設置する「かしわ福祉権利擁護センター」を成年後見制度利用促進法に規定される「中核機関」として位置付け、地域生活支援拠点などの相談機関との連携強化や成年後見一次相談窓口の設置に取り組めます。また、市民後見人として活動する市民の育成を促進します。

主な事業：

成年後見一次相談窓口の設置＜新規＞（障害福祉課）

関連事業

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| • かしわ福祉権利擁護センター事業 | （社会福祉協議会） |
| • 成年後見制度利用支援事業 | （障害福祉課，地域包括支援課） |
| • 市民後見人推進事業 | （障害福祉課，地域包括支援課，社会福祉協議会） |

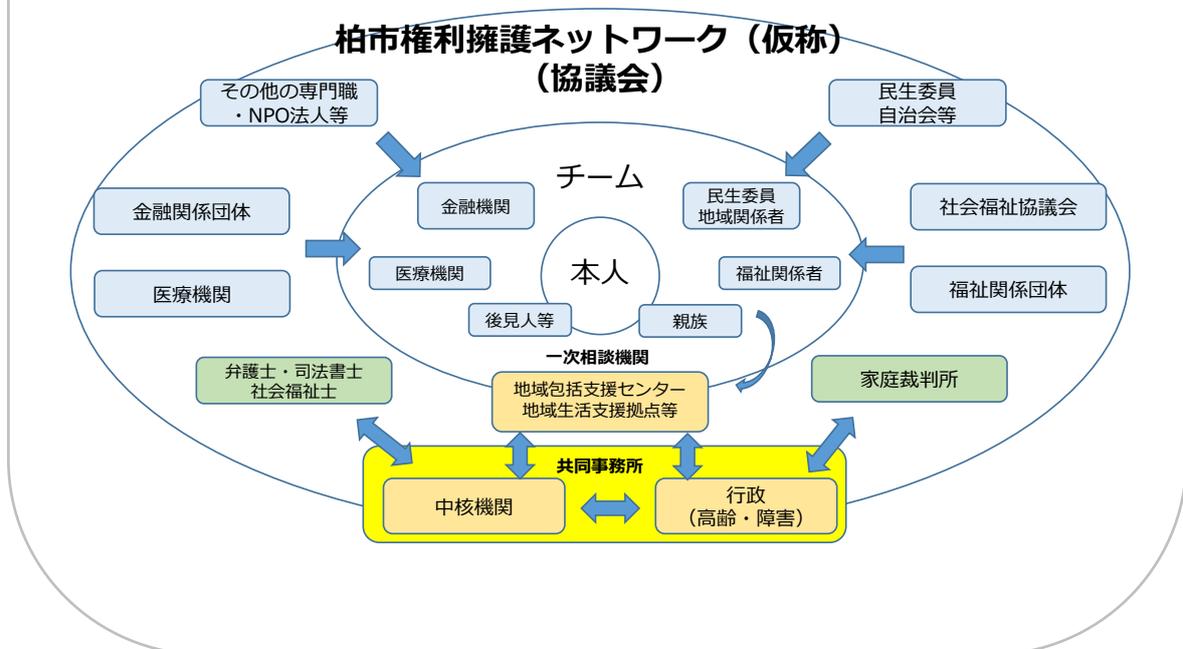
柏市における成年後見制度体制の充実

2021年度から、更なる成年後見利用の促進に向け、柏市社会福祉協議会に中核機関を設置します。

中核機関は、「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの基本的な機能を有し、成年後見の利用促進に向け、さまざまな取組を行います。

また、地域の身近な相談窓口として、地域生活支援拠点及び地域包括支援センターが一次相談機関として相談対応を行います。

一次相談機関と中核機関、そして市役所が三位一体となり、成年後見制度の充実に努めます。



② 日常生活自立支援事業の利用促進

判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを受けられない人のサービス利用、金銭の管理などに関するさまざまな相談や支援を行います。利用者の増加に対応していくため、生活支援員の確保に向けた取組も行います。

主な事業：

日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

取組 2 虐待防止・権利擁護体制の充実

障害児や障害者を守り育てるため、虐待の発生防止や早期発見・早期対応が可能な体制の整備を図ります。障害者虐待防止センターを中心とした関係機関の連携強化等に取り組む、虐待防止体制の充実に努めるとともに、指定障害福祉サービス事業者に対する実地指導を通じて権利擁護の確保に取り組めます。

① 虐待相談・権利擁護体制の充実

障害者虐待防止センターを中心に関係機関の連携を強化し、虐待相談・通報の受付、問題解決を図ります。また、相談事例のデータベース化による情報共有を図り、個々の事例に対して迅速かつきめ細やかに対応します。

主な事業：

柏市における権利擁護を支援する体制の構築<新規>

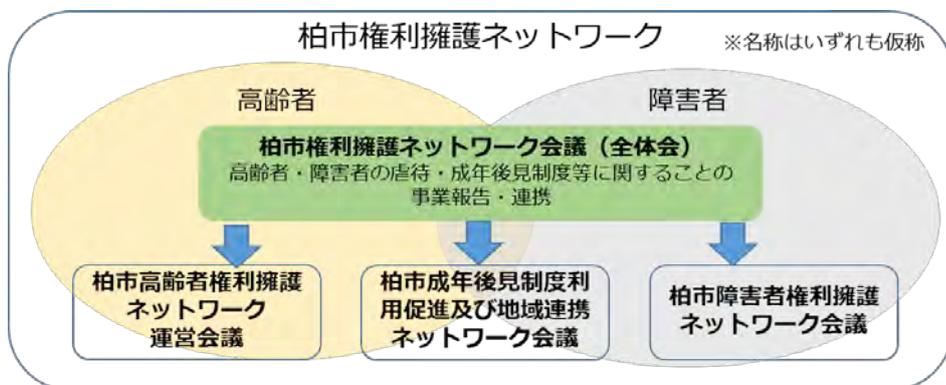
(地域包括支援課，社会福祉協議会，障害福祉課)

関連事業

- 緊急保護時医療費等助成金 (障害福祉課)
- 要保護児童対策地域協議会の開催 (こども福祉課)

柏市における権利擁護を支援する体制

本市における権利擁護支援の体制について、より効果的・効率的な連携体制を構築するため、2021年度から「柏市権利擁護ネットワーク(仮称)」を設置します。



② 虐待防止に関する啓発や研修等の実施

障害福祉サービス事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催するなど、虐待の防止と早期発見のための意識の向上を図ります。

また、障害者虐待の防止について、広報紙やホームページ等を通じて啓発を行っていきます。



〔虐待防止に関する
研修会風景〕

主な事業：

虐待防止に関する研修会の実施（障害福祉課）

関連事業

- ・ 広報紙やホームページによる啓発，周知（障害福祉課）

③ 指定障害福祉サービス事業者に対する監査体制の構築

指定障害福祉サービス事業者に対する実地指導において、事業所職員及び利用者に対し虐待の状況及び権利擁護意識の聞き取りを実施します。

主な事業：

指導監査の実施（障害福祉課）

障害者虐待防止の更なる推進

障害者に対する虐待を防止するため、国では、今まで努力義務となっていた虐待に関する内容を見直し、2022年度から義務化することとしています。

義務化

従業者への研修実施
（現行：努力義務）

義務化

虐待の防止等のための責任者の設置
（現行：努力義務）

義務化

虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底（新規）

取組 3 障害者差別解消法の周知及び理解啓発

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するための理解啓発に取り組むとともに、差別に関する相談に応じ、改善策を検討します。

① 障害者差別解消法に関する啓発や研修等の実施

障害者差別解消法について、啓発や研修を実施し、法の周知と差別解消への理解を深めます。差別に関する相談に対応するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、関係機関の連携を強化し、より良い改善策を検討します。

また、出前講座の実施等を通じて、障害者差別解消に関する普及啓発に取り組みます。

主な事業：

障害者差別解消支援地域協議会の開催（障害福祉課）

関連事業

- 市職員向け障害者差別解消研修（人事課）
- 教職員向け特別支援教育に関する研修（児童生徒課）
- 地域出前講座の実施（障害福祉課）

障害を理由とする差別の解消を目指す

障害者差別解消法が 2016 年 4 月 1 日に施行され、5 年が経過しました。

現在は、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとって支え合う「心のバリアフリー」が推進されています。推進のためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。

● 「心のバリアフリー」を体現するためのポイント

障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

施策3 情報提供の充実

現状と課題

■ 情報提供の充実

本市ではこれまで、紙媒体やインターネットなど、多様な情報媒体を通じて、障害者と家族への情報提供を積極的に行ってきました。また、「広報かしわ」などの広報媒体についても、障害に配慮した情報提供に努めてきました。しかしながら、アンケート調査の自由意見では、特に障害福祉サービスに関する情報について、「よくわからない」「もっとわかりやすくしてほしい」といった意見が多く挙げられました。また、年代や障害の種類によって、文字の拡大やイラストの活用など、情報へのアクセスのために必要な配慮が異なるため、多様な角度からの合理的配慮の検討と提供が求められています。

■ 意思疎通支援の充実

意思疎通支援については、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、行政窓口への手話通訳者の設置を行うとともに、2014年度からは、千葉県と千葉市、船橋市と協力し、盲ろう者向けに通訳・介助員の派遣事業を行ってきました。今後も引き続き、各種意思疎通支援の利用促進と支援者の育成に取り組むとともに、ヒアリンググループの貸出・設置を行い、聴覚障害者などのスムーズなコミュニケーションを確保していきます。

施策の方針

- 障害福祉サービスに関する情報を含め、障害者と家族にとって必要な情報を、わかりやすく、適切に提供するための取組や合理的配慮の充実を図ります。
- 障害者のスムーズなコミュニケーションのために、意思疎通支援を推進し、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、ヒアリンググループの貸出・設置を実施します。また、意思疎通支援に携わる人材の育成に取り組めます。

取組

取組 1 情報提供の充実

紙媒体、インターネット、電話、ファックスなど多様な情報媒体を通じて積極的に情報提供を行います。また、柏市社会福祉協議会を始め、社会福祉法人、NPO 法人など、サービス提供事業者が多様化していることに伴い、これらの団体と連携を密にし、適切な情報受発信に努めます。さらに、障害者差別解消法の合理的配慮の理念に基づき、障害者に配慮した情報伝達を推進します。

① 情報提供の充実

障害者やその家族に迅速にわかりやすく、正確な情報を提供します。また、フェイスブックやツイッターなどを活用し、関係団体との情報受発信を密に行うよう努めていきます。

主な事業：

「障害福祉のしおり」の発行（障害福祉課）

関連事業

- ・ 団体・施設、事業所一覧の配布
- ・ 広報紙・インターネット等による多様な情報受発信
- ・ 地域福祉の情報紙「紙ひこうき」の発行
- ・ 柏市地域生活支援センターあいネット広報紙
「『じんけん』ぼん」の発行

(障害福祉課)

(障害福祉課、広報広聴課)

(社会福祉協議会)

(生活支援課)



〔障害福祉のしおり〕



〔紙ひこうき〕



〔『じんけん』ぼん〕

② 障害に配慮した情報提供の充実

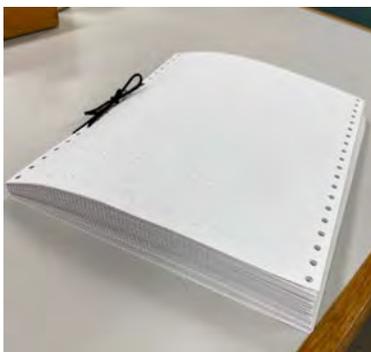
「広報かしわ」では障害者に配慮した紙面構成を目指すとともに、ホームページでも障害者に向けて迅速でわかりやすい情報を発信するウェブアクセシビリティに配慮したページづくりを行います。また、刊行物など障害に配慮した情報発信ルートを確保するとともに、専門的情報提供に従事する人材育成を図ります。

関連事業

- | | |
|------------------------|---------|
| ・ 障害者にも見やすい広報紙づくり | (広報広聴課) |
| ・ 障害者も情報の得やすいホームページづくり | (広報広聴課) |
| ・ 音声版等の活用 | (障害福祉課) |
| ・ 点字広報・声の広報の発行 | (障害福祉課) |
| ・ 点訳奉仕員、朗読奉仕員養成講座の開催 | (障害福祉課) |

点字広報・声の広報の発行

本市では、視覚障害者に「広報かしわ」など刊行物の情報を提供するため、点字や音声による広報を発行しています。



■ 8→120

みなさんは、上の数字が何を表しているかわかりますか？

実はこの数字、広報かしわ（8ページ）を点字広報（約120ページ）にした時のページ数の変化を表しています。左の写真が実際の実稿です。いかに私たちが視覚的に情報を得ているのかがわかります。

■ 「こうさいひ」とは？

「こうさいひ」と聞いて、みなさんなら何をイメージしますか？

おそらく多くの方が「交際費」を思い浮かべたと思います。しかし、市の債権に係る費用も「公債費」で、市の広報には出てくる言葉です。

では、2つの言葉を音声だけで区別してみてください。「箸」と「橋」ならアクセントで違いが伝わるかもしれませんが、「こうさいひ」は難しいですね。

点字による広報は「柏市点字サークル『いなほ会』」、音声による広報は「柏市朗読奉仕サークル」のボランティアの方々が活躍してくれています。

取組 2 意思疎通支援の充実

障害者の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションのために、手話通訳者・要約筆記者の派遣などの意思疎通支援を推進します。また、意思疎通支援に携わる人材の育成を充実させます。

① 意思疎通支援事業の推進

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の支援を行います。また、手話通訳者と職員の連携強化等を通じて、市役所における円滑な窓口対応に努めます。

改修後の教育福祉会館内にはヒアリンググループや触図機能付き案内板を設置する等、情報保障に努めます。

主な事業：

手話通訳者・要約筆記者の派遣（障害福祉課）



〔手話通訳・要約筆記者
対応窓口〕

関連事業

- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣 (障害福祉課)
- ・ 窓口への手話通訳者の設置 (障害福祉課)
- ・ ヒアリンググループの貸出・設置 (障害福祉課)
- ・ 触図機能付き案内板の設置<新規> (障害福祉課)

② 意思疎通支援従事者の養成

養成講座を開催し、意思疎通支援に従事する人材を養成します。従事者数が比較的少ない要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員の認知度の向上に取組みます。



〔手話通訳者養成講座〕

関連事業

- ・ 手話奉仕員養成講座の開催 (障害福祉課)
- ・ 手話通訳者・要約筆記者養成講座の開催 (障害福祉課)
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の開催 (障害福祉課)

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

(1) 基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	相談支援体制の充実・強化等 <新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p158)
国の考え方	<p>① 総合的・専門的な相談支援の実施の有無 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。</p> <p>②③④ 地域の相談支援体制の強化 地域における相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域における相談支援事業者の人材育成に対する支援件数の見込みを設定する。 地域における相談機関との連携強化の取組に係る実施回数を見込みを設定する。</p>
市の目標	<p>本市においては、「福祉の総合相談窓口」の設置を推進し、複合的な課題を抱えた障害者・家族に対し、障害福祉の観点から課題の解決に取り組めます。</p> <p>市内4か所の地域生活支援拠点と1か所の委託相談支援事業所において、相談支援事業所への訪問等による助言の活動を行っているほか、相談支援専門員の資質の向上のため柏市自立支援協議会相談支援連絡会や地域別の研修会を開催します。</p> <p>相談支援に携わる専門支援機関と市役所の間で定期的に連携会議を設け、課題の解決に取り組めます。活動指標値は、今年度までの実績を踏まえて設定します。</p>

サービス見込み量		第6期推計		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2023年度
《目標値①》総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	有	有	有
《目標値②》相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	100	100	100
《目標値③》相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	10	10	10
《目標値④》相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	19	19	19

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No.1	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p171)
事業種別	相談支援関連
概要と今後	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 障害児相談支援 障害児通所支援利用者の障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 地域相談支援 《地域移行支援》障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。 《地域定着支援》施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。
提供見込み	<p>「計画相談支援」は、障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を、「障害児相談支援」は障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。</p> <p>「地域移行支援」は、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行する人数を勘案し対象者数を見込んでいます。</p> <p>「地域定着支援」は、単身世帯の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者、地域定着支援の利用が見込まれる障害者を勘案し、対象者を見込んでいます。</p> <p>計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の量の確保と質の向上を図ります。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援	人/月	485	446	574	622	671
障害児相談支援	人/月	192	130	178	192	205
地域移行支援	人/月	2	2	3	4	5
地域定着支援	人/月	0	0	1	2	3

事業 No.2	総合的・専門的な相談支援<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p180)
事業種別	相談支援体制の充実・強化のための取組<新規>
概要と今後	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
提供見込み	本市においては、「福祉の総合相談窓口」の設置を推進し、複合的な課題を抱えた障害者・家族に対し、障害福祉の観点から課題の解決に取り組めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施有無	-	-	有	有	有

事業 No.3	地域の相談支援体制の強化<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p181)
事業種別	相談支援体制の充実・強化のための取組<新規>
概要と今後	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の見込み及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。
提供見込み	市内4か所の地域生活支援拠点と1か所の委託相談支援事業所において、相談支援事業所への訪問等による助言の活動を行うほか、資質の向上のため相談支援連絡会や地域別の研修会を開催します。専門支援機関と市役所の間で定期的に連携会議を設け、課題の解決に取り組めます。活動指標値は、今年度までの実績を踏まえて設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	-	-	100	100	100
相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	-	-	10	10	10
相談機関との連携強化の取組の実施回数	件	-	-	19	19	19

事業 No. 4	相談支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p185）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	<p>障害児者やその家族などからの相談に適切に対応するために、地域生活支援拠点も含めた民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します（地域生活支援拠点では任意事業の「地域移行の安心生活支援」のコーディネート事業を活用して24時間の相談受付・コーディネートを実施します）。専門的な相談への対応や市内の相談支援体制の質の向上を図るため、体制づくりの中心となる複数の地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターで、柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し、ネットワークの構築に努めます。</p> <p>また、障害者が安心して地域での生活を送れるよう、住宅入居の支援や後見制度の利用支援など、権利擁護を行うとともに、専門的な療育指導が受けられる体制を整備します。</p>
提供見込み	<p>「障害者相談支援事業」は、市直営1か所と民間事業者への委託を併せて6か所で実施することにより、相談支援体制の拡充を図ります。また、複数の地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターで、柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し、ネットワークの構築に努めます。</p> <p>「相談支援機能強化事業」は、障害者相談支援事業を委託する民間事業者に対して行い、専門性の向上等、相談支援体制の質の向上を図ります。</p> <p>「住宅入居等支援事業」も、地域生活移行の推進の観点から利用しやすい体制を整備するため、相談支援機能強化事業の委託内容の中に含めて実施します。</p> <p>「障害児等療育支援事業」は、2016年度に開設した民間の児童発達センターに業務を一元的に委託し、必要なサービス量の提供に努めています。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害者相談支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター設置の有無	設置有無	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

事業 No. 5	成年後見制度利用支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p186）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害などにより生活上の判断が困難な方で、身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。
提供見込み	成年後見制度はこれまでの実績を踏まえ、各年度2人程度の利用者増加を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	6	8	10	12

事業 No. 6	成年後見制度法人後見支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p186）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。
提供見込み	将来的な権利擁護のニーズに対応するため、「法人後見支援事業」を実施し、適正に後見等の業務を行える法人や市民を確保します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

事業 No. 7	意思疎通支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p187）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害のため，意思の疎通を図ることに支障がある障害者に，手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い，意思疎通の円滑化を図ります。
提供見込み	派遣事業は民間委託で実施します。障害福祉課内に設置手話通訳者が常駐し，窓口での手話通訳や，手話通訳者及び要約筆記者の派遣に関する受付も行います。 手話通訳者設置及び派遣の件数は，2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり，減少していますが，今後は需要が高まることが考えられるため，増加を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者設置事業	通訳者数	4	4	4	4	4
	相談件数/年	2,849	2,560	2,800	3,000	3,200
手話通訳者派遣事業	通訳者数	16	17	17	18	18
	派遣件数/年	705	563	700	720	740
要約筆記者派遣事業	筆記者数	16	19	19	21	21
	派遣件数/年	116	49	123	130	137

事業 No. 8	手話奉仕員養成研修事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p189）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	手話奉仕員を養成するための研修事業を実施します。
提供見込み	年度により受講者数に変動があるため，過去の実績に基づき，横ばいで推移するものと見込みます。なお，2019年度は実施場所である教育福祉会館の耐震化等に伴い，基礎講座のみの実施であったため，減少しました。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者	32	10	35	35	35

事業 No.9	専門性の高い意思疎通支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p190）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	福祉に関する知識や基本的な技術を身につけた要約筆記者を養成します。また、広域的な派遣や市で実施が困難な派遣等を可能にするため、関係機関と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。 さらに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を、千葉県、千葉市、船橋市と共同事業で行います。
提供見込み	各種養成研修事業は研修の量、内容の充実に努めます。 派遣事業は、毎年度一定の利用人数を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
要約筆記者養成研修事業	講習修了者	6	-	4	4	4
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業（広域派遣）	人/年	0	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業（広域派遣）	人/年	0	0	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	3	3	3	3	3

事業 No.10	点字・声の広報等発行事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p192）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	視覚障害者向けに「点字・声の広報」の発行を行います。
提供見込み	点字広報は点字を読める方の数が増えないことから、横ばいの推移を見込みます。声の広報についても、これまでの実績から一定の利用があるものとして、毎年度85件前後の横ばいで推移するものと見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
点字広報発行事業	発行部/月	26	24	20	20	20
声の広報発行事業	発行部/月	89	84	85	85	85

事業 No.11	奉仕員養成・研修事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p192）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	点訳奉仕員，朗読奉仕員の養成・研修事業を行います。
提供見込み	2019年度は教育福祉会館の耐震化等に伴い，場所の確保が困難なことから，2018年度に点訳奉仕員養成・研修事業のみ実施しました。朗読奉仕員養成・研修事業は3年に1回実施するため，第6期計画期間中は2021年度に実施予定です。

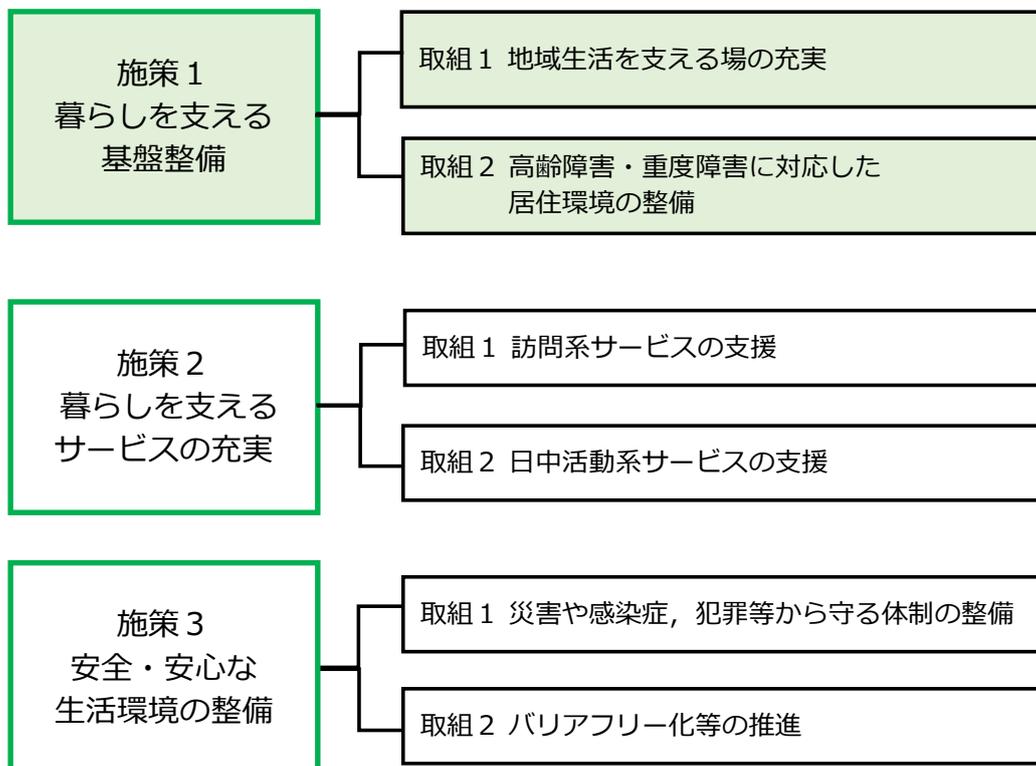
サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
点訳奉仕員養成・研修事業	人/年	15	-	15	15	15
朗読奉仕員養成・研修事業	人/年	-	-	20	-	-

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

目指す姿

- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、市内に整備した地域生活支援拠点と連携して地域ネットワークの充実を図るとともに、課題となっている精神障害者の地域移行を推進し、地域生活を支える場の充実に取組みます。また、高齢障害者や重度の身体障害者、医療的ケア者等を支える基盤整備を進めていきます。
- 一人一人の状況に応じた在宅生活や日中活動、健康維持のための支援が提供され、障害者が地域や社会と関わりながら生活を送ることができる状態を目指します。
- 障害者が住み慣れた地域で安全・安心な生活ができるよう、災害・感染症等の緊急時対応や防犯体制の充実を図ります。また、誰もが安全で利用しやすい福祉のまちをつくりま

施策の体系



施策1 暮らしを支える基盤整備

現状と課題

■ 地域生活を支える場の充実

本市では、障害者が地域で安心して生活できるよう、これまでに「地域生活支援拠点」を4か所開設し、障害者や家族からの24時間相談受付、緊急時の対応、居住体験の場等を包括的に支援する体制を整えてきました。また、グループホームを計画的に整備、拡充し、障害者の地域生活を支える居住環境の整備を進めてきました。

アンケート調査結果では、障害者やその家族の高齢化に伴って「親亡き後への不安」を訴える意見が多数寄せられていることから、今後もこれまで整備してきた地域生活支援拠点と連携した暮らしを支える場の充実が必要です。

■ 高齢障害・重度障害に対応した居住環境の整備

障害者の高齢化が進む中、地域で暮らし続けることに対する不安が少しでも軽減されるよう、また、不足する重度障害者に対応したグループホームの拡充等、地域で安心して暮らし続けるための基盤整備が求められています。



施策の方針

- 地域生活支援拠点と連携して既存の地域資源を有機的に結び付けネットワーク化するとともに、地域移行支援・地域定着支援を活用し、地域での暮らしを支援する場の充実に取組みます。
- グループホーム等を中心とした施設の整備や生活基盤の支援に取り組み、高齢障害者や重度障害者に対応した暮らしの場を整備します。

取組

取組1 地域生活を支える場の充実（重点）

障害者が地域で安心して暮らせるようにするため、これまで市内4か所に整備した地域生活支援拠点を地域ごとの中核拠点と位置付け、各地域の地域包括支援センター等の専門支援機関との連携を取りながらあらゆる地域資源のネットワークを深化・推進します。また、病院や施設から地域へ移行できるよう、地域移行・地域定着の利用を推進します。

① 地域生活支援拠点と連携したネットワークの充実（重点）

24時間相談受付・緊急一時対応・レスパイト・体験の場まで一貫した機能を持つ地域生活支援拠点と連携し地域ごとのネットワークを充実させ、障害者が地域で安心して暮らせる体制を推進します。

主な事業：

地域生活支援拠点運営協議会の開催〔再掲〕（障害福祉課）

包括的相談体制構築に向けた会議の開催<新規>

（福祉政策課，障害福祉課，生活支援課）

関連事業

- ・ 成年後見一次相談窓口の設置<新規>〔再掲〕（障害福祉課）

地域生活支援拠点

国では、地域での障害者の暮らしを支えるため、地域生活支援拠点を整備することを重点施策と掲げ、市町村に整備を求めてきました。第6期障害福祉計画においても、現在も未整備の市町村があることから、「2023年度末までに1つ以上の地域生活支援拠点の確保」が成果目標に掲げられています。

本市では、全国に先駆けて、第5期障害福祉計画が終わる2020年度までに4か所の地域生活支援拠点を各地域に整備し、国のモデル事例としても取上げられ、他市町村からの視察対応もしています。



あおば



しょうなん



ぶるーむの風



たんぼぼ

② 地域移行・地域定着の推進

障害者支援施設の入所者や精神科病院の長期入院患者及び触法者等が、地域生活へ移行し継続して暮らし続けられるようにするため、住まいの確保や、障害福祉サービスの地域生活支援及び地域定着支援の利用推進を図ります。



特に精神障害者の地域移行に向けては、研修会の開催、ピアサポーターの紹介による当事者支援の枠組み等、支援の充実を図ります。

主な事業：

地域移行支援・地域定着支援の利用促進〔再掲〕（障害福祉課）

関連事業

- 柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議の開催（保健予防課，障害福祉課）
- 自立生活援助（障害福祉課）

ピアサポーターとは

ピアサポーターとは、障害者自身が自らの体験に基づき、他の障害者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動（ピアサポート）を行う方たちのことをいいます。

障害を持ちながらも地域で活動しているピアサポーターの存在は、近年課題となっている障害者の地域移行・地域定着を促進するに当たって、施設に入所していたり、長期入院していたりする障害者の地域生活への不安を軽減することが期待されています。



取組2 高齢障害・重度障害に対応した居住環境の整備（重点）

高齢化や障害の重度化に直面しても地域で暮らし続けたいというニーズは今後増えていくと見込まれることから、高齢障害者や重度の身体障害等にも対応できる、グループホーム等を中心とした施設の整備や生活基盤の支援に取り組めます。

① 高齢障害者のニーズに対応した施設整備（重点）

知的障害者を中心に利用している市北部に立地する柏市立青和園は高齢化や地域のさまざまなニーズに対応するため現地での建替えによるバリアフリー化を検討するとともに、北部圏域の新たな地域生活支援拠点としての機能の付加を検討していきます。また、事業所数が増えない等課題があるものの、65歳のサービス移行にあわせ、介護保険と障害福祉のサービスが利用可能な共生型サービスの整備についても検討し、推進していきます。

主な事業：

柏市立青和園の整備事業<新規>（障害福祉課）

共生型サービスの整備（障害福祉課）

青和園及び共生型サービス

柏市立青和園は、1974年に知的障害者通施設として開設され、市内の知的障害の方々と共に園芸、陶芸、内職等のさまざまな作業を行い、本市の障害者支援の中核を担ってまいりました。一方、開設から40年経ち、建物の老朽化に加え利用者の高齢化も徐々に進み、バリアフリーの観点からも利用しにくい施設となっています。現在市内には50か所余りの通所施設がありますが、その多くは中軽度の方々のための施設であり、高齢障害者については介護デイサービスと障害サービスを組み合わせた共生型サービスがありますが、重度障害者、高齢障害者のための施設はまだ不足しています。

これらのことから、未来の青和園は、重度、身体障害、高齢化に対応できるバリアフリーの設備やこれからの地域生活に必要な相談支援、短期入所の機能を持つ新たな施設への建替えが必要と考え、今後さらに議論を進めていきます。



建物の老朽化（陶芸室）



バリアフリーではない建物の内部

② 重度障害にも対応したグループホームなどへの支援

障害者の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた住まいの場として、グループホーム等の運営や拡充のための支援を行います。特に市内で不足する重度の身体障害者や医療的ケアが必要な方等に対応したグループホームの拡充など、地域の実情に応じた整備を進めていきます。

主な事業：

共同生活援助（グループホーム）の整備（障害福祉課）

障害福祉サービス施設等改造等補助（障害福祉課）

関連事業

- ・ 知的障害者生活ホームのグループホームへの移行支援（障害福祉課）
- ・ グループホーム家賃補助事業（障害福祉課）
- ・ グループホーム運営費補助（障害福祉課）

③ 自宅など居住環境の改善への支援

障害者が安心して在宅生活を送ることができるよう、住宅の居室・浴室・トイレ・玄関・階段などの改修に係る費用を居宅生活動作補助用具で助成するとともに、介護用ベッド等の福祉用具購入を助成します。助成対象品目については、国や県の動向に合わせて、見直します。

主な事業：

居宅生活動作補助用具(住宅改修)費の助成・福祉用具購入の助成（障害福祉課）

日常生活用具の助成（障害福祉課）



施策2 暮らしを支えるサービスの充実

現状と課題

■ 訪問系サービスの支援

アンケート調査結果では、将来暮らしたい場所として、全年代で「自宅（家族や親族と同居）」が最多でした（児童：67.1ポイント、成人：61.5ポイント、高齢者：64.8ポイント）。また、親亡き後や高齢になっても住み慣れた地域や自宅で暮らしを継続するため、福祉サービスの充実を求める意見も多く挙げられています。多様なニーズに応じつつ居宅サービスの充実が課題です。また、暮らしを支える各サービスが持続的に提供されるようにするために、指導監査や適正な利用推進によりサービスの質の担保も重要です。

■ 日中活動系サービスの支援

ヒアリング調査等から、日中に通う場としての通所施設の拡充を求める意見も挙げられています。在宅及び日中活動サービスのニーズや利用動向を評価し、必要なサービスが適正に利用されるよう提供体制の整備が重要です。



施策の方針

- 住み慣れた地域や住宅における障害者の自立した生活を支援・促進するため、在宅生活を送るためのサービスの充実を図ります。また、福祉サービスの質を担保するための指導監査を実施します。
- 一人一人のニーズに対応した社会参加や自立を支援するため、日中活動系サービスの充実に取組みます。また、在宅で暮らす障害者の緊急時等の対応の充実を図ります。

取組

取組 1 訪問系サービスの支援

障害者が住み慣れた地域や住宅で自立した生活を送ることができるよう、居宅（在宅）において提供されるサービスの充実を図るとともに、障害者の外出に必要な支援の充実を図ります。また、それらのサービスが適切に提供されるよう、事業者に対する適切な指導を行います。



① 在宅の福祉サービスの充実

ホームヘルパー（居宅介護、重度訪問介護）や訪問入浴サービス、自立生活援助を利用して障害者が自立した生活を送れるようにするため、必要としている方が適切に利用できるよう、サービスの充実や周知を図ります。

併せて、人材の確保や事業者の参入の促進に努めるとともに、事業者に対する適切な指導を行い、サービスの質の確保・向上を図ります。

主な事業：

ホームヘルパー（居宅介護・重度訪問介護）及び訪問入浴サービス（障害福祉課）
福祉の仕事相談会（障害福祉課）

関連事業

- 自立生活援助〔再掲〕（障害福祉課）
- 指導監査の実施〔再掲〕（障害福祉課）
- 喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成（障害福祉課）



② 外出支援の提供

屋外での移動が困難な障害者に対してガイドヘルパー（移動支援、同行援護、行動援護）により社会生活上必要な外出や、余暇活動等の社会参加としての外出を支援するとともに、学校通学・施設通所時の移動支援実施など、国の報酬改定状況を踏まえ、支給サービスの見直しを検討します。

また、障害者の社会参加を促進するために、公共交通機関利用時等の負担の軽減を図ります。



主な事業：

ガイドヘルパー（移動支援・同行援護・行動援護）による支援（障害福祉課）
福祉タクシー料金助成事業（障害福祉課）

関連事業

- ・ 移動支援における通学・通所支援（障害福祉課）
- ・ 移動サービス「こらくだくん」の実施（社会福祉協議会）
- ・ 福祉有償運送運転講習会の開催（社会福祉協議会）
- ・ 自家用自動車燃料費助成事業（障害福祉課）
- ・ 施設通所交通費助成事業（障害福祉課）
- ・ 自動車運転免許取得・改造費助成事業（障害福祉課）

障害福祉サービスとは

障害福祉のサービスは、大きく4つに分類できます。

介護給付（10種類）

介護の支援サービス
※居宅介護，短期入所など

訓練等給付（8種類）

就労に向けた訓練やグループホームにおける支援サービス
※就労移行・就労継続支援など

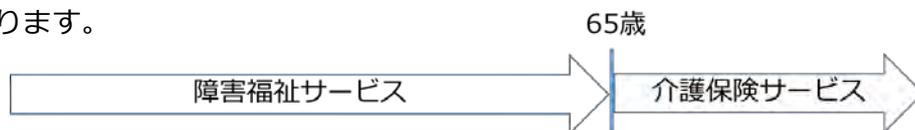
地域生活支援事業（4種類）

自立した日常生活又は社会生活を営むための支援サービス
※移動支援，日中一時支援など

障害児への支援（10種類）

療育等の支援サービス
※児童発達支援，放課後等デイサービスなど

また、65歳に到達すると、原則として介護保険サービスの利用に移行することになります。



取組 2 日中活動系サービスの支援

通所施設や地域活動支援センター等において、個々の特性に応じた日中活動系サービスを提供できるよう、体制整備を図ります。また、緊急時や休息が必要な方が必要な時に利用できるよう、短期入所や日中一時支援の充実に取組みます。

① 多様な日中活動系サービスの提供

在宅での生活を支援するため、障害の特性に応じた日中活動サービスが適切に利用できるように体制整備を図ります。地域活動支援センターは障害福祉サービスの通所にはない機能や役割を持つ施設として位置付け、成人障害者のデイサービスの機能、通所が安定しない利用者やひきこもりの方に対する支援も提供します。

また、家族のニーズとして強い、日中の一時預かりの場となる日中一時支援や短期入所の整備が必要であり、重度の障害がある方にも対応できるようなサービスの整備も求められています。65歳到達に伴って介護保険サービスの利用に移行した場合にもサービスを利用し続けられるよう、共生型サービスの整備と活用を推進します。



〔朋生園での作業風景〕

主な事業：

日中活動系サービス（生活介護・療養介護・自立訓練）の提供	（障害福祉課）
一時預かりを行うサービス（短期入所・日中一時支援）の提供	（障害福祉課）
共生型サービスの整備〔再掲〕	（障害福祉課）

関連事業

- | | |
|----------------------|---------|
| • 地域活動支援センターによる支援の提供 | （障害福祉課） |
| • 指導監査の実施〔再掲〕 | （障害福祉課） |

② 緊急時対応やレスパイトの受入体制の強化

地域生活支援拠点と連携して、家族介護者の病気・出産・事故等の際に一時的に障害者の介護を引き受ける緊急一時支援や、親元からの自立のための体験、介護者の休息（レスパイト）のために、短期入所、日中一時支援を提供します。必要な方が必要な時に利用できるよう、短期入所を始めとする事業所の充実に取組みます。

主な事業：

短期入所（宿泊を伴う）、日中一時支援（宿泊を伴わない）による緊急時対応、体験、レスパイト等の支援（障害福祉課）

関連事業

- 在宅障害者一時介護委託料の助成（障害福祉課）

③ グループホーム等支援ワーカーの設置検討

近年、指定事業所数が増加している共同生活援助（グループホーム）は障害者が日々を暮らす主要な居場所であり、そのサービスの質の確保が課題となります。グループホームで働く職員に対する研修や利用者への支援を通じて運営を支援するグループホーム等支援ワーカーについて、本市において必要とされる機能や設置の在り方を中心に柏市自立支援協議会くらし部会で引き続き検討を行います。



主な事業：

グループホーム等支援ワーカーの設置検討〈新規〉（障害福祉課）

施策3 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

■ 災害や感染症、犯罪等から守る体制の整備

2019年の台風15号、19号による被害を受け、電力や水の確保など、地域における防災拠点の在り方が大きな課題となっており、地震だけでなく、風水害等のさまざまな災害に対応できるような体制整備や情報提供手段の見直しが求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染防止策と新たな日常への対応を講じなければなりません。

本市では、柏市防災福祉K-Netを主軸とした要配慮者の支援体制の構築を進めており、災害発生時に障害者等の安否確認や避難支援に地域の協力を得られるよう、平常時から町会等へ避難行動要支援者の情報提供を進めています。しかしアンケート調査によれば、災害時に近所に助けを求められる人がいないと回答した人は6割程度で、そのうち、自分一人で避難できない人が4割以上、児童では8割を超えています。今後は、福祉避難所の体制強化や、災害の種類に応じた防災対策や避難のマニュアル整備等を進めていく必要があります。

■ バリアフリー化等の推進

本市では、「柏市バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー化を推進してきましたが、アンケート調査では、バリアフリー化に向け注力してほしいこととして、道路の整備や公共機関の整備を求める意見が多くありました。障害者だけでなく、誰もが利用しやすいような都市基盤や交通の在り方が引き続き課題です。

施策の方針

- 台風などの風水害、地震や感染症の拡大等の緊急事態に対し、障害者が速やかに対応できるような支援体制の構築を図るとともに、緊急時への備えを進めます。また、日常においては、障害者とその家族が安全に暮らせるよう、安全・安心なまちづくりを推進し、地域の防犯体制を強化します。
- 障害者、高齢者、子どもなど、誰もが安全で利用しやすいまちとなるよう、都市基盤施設や公共交通におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、市民の日常の移動や社会参加を支援するため、公共交通の利便性を高めます。

取組

取組1 災害や感染症、犯罪等から守る体制の整備

緊急時に、障害者が周囲の支援を受けながら速やかに対応できるよう、対策の充実を図ります。緊急時への備えとして柏市防災福祉 K-Net を中心とした支援体制の強化に取り組むとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードなど災害時に活用できるツールの積極的な活用を促進します。また、災害時の障害に配慮した避難所の整備等、障害者が安心して過ごせる体制整備に努めます。さらに、障害者を犯罪から守る体制の整備にも取り組めます。

① 緊急時への備えの強化

災害時に安否確認等が必要な避難行動要支援者の支援体制を構築するため「柏市防災福祉 K-Net」を推進できるよう、町会から避難行動要支援者名簿の受領に関する同意が得られるよう取組んでいきます。また、町会での防災活動（自主防災組織）との連携を検討します。

風水害や地震といった災害の種類に応じた防災対策や避難方法の確認等、障害種別にあわせたマニュアルの作成を検討します。また、ヘルプカードの災害時の活用や緊急通報システムの利用を促します。



〔ヘルプマーク・カード〕

主な事業：

柏市防災福祉 K-Net	(福祉政策課, 防災安全課)
避難行動要支援者名簿の整備・活用	(福祉政策課, 防災安全課)
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	(障害福祉課)

関連事業

- 災害時障害者支援ハンドブックの配布 (障害福祉課)
- ファックス119・NET119 (指揮統制課)
- かしわメール配信サービスやツイッターによる情報発信 (防災安全課, 広報広聴課)
- 災害時あんしんマップ (防災安全課)
- 救急医療情報キットの配布 (福祉政策課)

② 災害時における支援体制の整備

避難所でパニック等を起こさずに安心して過ごせるよう、災害発生時には一次避難所を開設し、状況に応じ要配慮者を対象とした二次避難所（福祉避難所）を開設します。非常用自家発電の整備を進めるほか、一次避難所においては障害者へ配慮を行います。

また、障害者の情報保障のため、各避難所において聴覚障害者への情報支援策としてホワイトボードなどの配備を進めるとともに、各拠点への手話通訳者や要約筆記者の派遣や、聴覚障害者に対する災害情報のファックス配信等を行います。

主な事業：

二次的避難所（福祉避難所）の設置	（防災安全課，障害福祉課）
非常用自家発電の整備＜新規＞	（障害福祉課）

関連事業

- | | |
|------------------------|---------|
| • 一次避難所におけるホワイトボードの設置等 | （防災安全課） |
| • 災害時における意思疎通支援者の派遣 | （障害福祉課） |
| • 聴覚障害者への災害情報ファックス配信 | （障害福祉課） |
| • 災害対応用の物資の備蓄 | （防災安全課） |

③ 感染症に対応する体制の整備

2020年1月に発生した新型コロナウイルス感染症によって、市内在住の障害当事者や家族、市内の障害福祉事業所等において、さまざまな対策を講じているところです。本市では、感染症の拡大防止のため、障害者やサービス事業者の感染防護に必要な衛生資材の備蓄を進めます。万が一、本人や家族等が感染してしまった場合の療養する人材・場所の確保や事業所への支援策を検討します。

また、障害福祉事業所等でクラスター（集団感染）が発生した場合は、保健所等の関係機関と連携・協力し、迅速に対応していきます。

なお、これらの事業は国の緊急対策の動向を踏まえて、見直しを図っていきます。

主な事業：

障害者の療養場所の確保＜新規＞	（障害福祉課）
感染防護用の物資の備蓄＜新規＞	（障害福祉課）
サービス事業所への支援＜新規＞	（障害福祉課）

④ 障害者を犯罪から守る体制の整備

障害者を始め、地域住民が犯罪被害に遭わないよう、防犯体制を強化します。また、消費者被害の発生を防止するため、消費生活（悪質商法含む）に関する相談を実施するとともに、各地域で活動する消費生活コーディネーター等と連携し、消費者講座や啓発活動を通して情報を発信します。



〔サポカー〕

主な事業：

犯罪発生マップの配布（防災安全課）

消費生活相談（消費生活センター）

関連事業

- ・ 不審者情報等のメール配信（防災安全課）
- ・ 市民安全パトロール隊事業（サポカー）による地域巡回（防災安全課）
- ・ 消費者教育（消費生活センター）

災害や感染症への対応

近年、自然災害や感染症の発生により、これらの対応への関心が高くなっています。

2019年に発生した台風15号及び19号は、各地で大きな被害をもたらしましたが、特に台風15号が通過した千葉県南部では倒木等によって長期間の停電になったことで、電源の確保が必要な医療的ケア児者の支援をどのようにするかの課題が生じました。また、地震だけではなく、ここ数年の気候の変化による台風や大雨といった災害への対応も必要です。

また、2020年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言が発令される等、日々の生活が大きく制限される状況になりました。県内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所では、大規模感染（クラスター）が発生する等、その対応に追われるとともに、障害福祉サービスを利用する障害者もサービスの利用を休止する等、障害児者の生活にも影響を及ぼしています。

感染症や災害は社会的弱者である障害児者に影響があるため、障害当事者、事業者、行政等が連携・協力して、自助・共助・公助・互助の視点で防災に関する体制を整備することが必要です。



取組2 バリアフリー化等の推進

障害者、高齢者、子どもなど、誰もが安全で、使いやすいまちづくりを目指して、道路や交通施設などの都市基盤施設や公共交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進します。

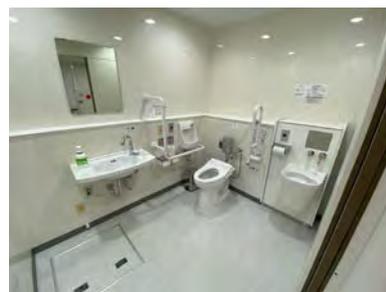
① 障害者に配慮した都市基盤の整備

障害者や高齢者など、誰もが利用しやすい道路、建築物、公園、交通施設となるよう、都市基盤施設の整備に努めます。

また、安全な歩行空間を確保するため、無許可の立て看板の撤去や、路上に設置・陳列されている看板や商品の撤去指導、歩行の妨げとなる放置自転車等の防止に取り組めます。

主な事業：

「福祉のまちづくり」基準の適合指導（障害福祉課、建築指導課）



〔ユニバーサルトイレ〕

関連事業

- | | |
|-----------------------|---------------|
| • 安心して利用できる公園の整備及び管理 | (公園緑政課、公園管理課) |
| • 交通安全対策 | (道路保全課) |
| • 柏市バリアフリー基本構想 | (都市計画課) |
| • 市営駐輪場の「思いやりスペース」の設置 | (交通施設課) |
| • 安心して通行できる道路・歩行空間の整備 | (道路整備課) |
| • 学校施設のバリアフリー整備 | (学校施設課) |
| • ユニバーサルトイレの普及 | (障害福祉課、地域支援課) |
| • 歩行の妨げとなる違法物対策 | (道路総務課) |
| • 放置自転車対策事業 | (交通施設課) |

② 公共交通のバリアフリー化と利便性の確保

障害者や高齢者など、誰もが公共交通機関を利用しやすくするため、交通事業者と連携を図りながら、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進します。



また、公共交通機関の状況から配慮が必要な地域において、身体の不自由な方を含め市民の日常移動手段を確保することを目的として、かしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」を運行します。

主な事業：

バリアフリー化設備等整備事業（交通政策課）

関連事業

- ・ 鉄道駅のバリアフリー整備 (交通政策課)
- ・ かしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」 (交通政策課)

オストメイトトイレ

オストメイトトイレとは、オストメイトの方（人工肛門や人工膀胱を保有する方）が、排泄物の処理等がしやすいような設備が設置されたトイレのことをいいます。オストメイトの方は、身体内部に障害があるため、排泄をうまく行うことができず、ストマと呼ばれる装具によって、その機能を代替しています。

本市では、改修後の教育福祉会館にストマを入れたロッカーが設置されているほか、小・中学校や公園、近隣センターなど、新設もしくは改修を行う公共施設を中心にオストメイトトイレの整備を進めております。詳しい設置場所については、市のホームページで公開しておりますので、市のホームページにアクセスいただき、「オストメイトトイレ」で検索してみてください。



←教育福祉会館に設置されている
ストマを入れたロッカー

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

（1）基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p149)
国の考え方	<p>① 施設入所者の地域生活への移行 2023年度末における地域生活に移行する者の目標値を2019年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>② 施設入所者の削減 2023年度末の施設入所者数を2019年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。</p>
市の目標	<p>本市では、2006年度から2019年度の間延べ57人(年平均4.4人)が地域生活へ移行していますが、国の傾向と同様に移行対象者が少なくなっており、2006年度から2013年度までの45人(年平均5.6人)に比べ、2013年度以降は12人(年平均2人)と減少しています。</p> <p>国の指針では2019年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本としていますが、入所者の高齢化に伴い地域生活への移行は困難となることから、入所者本人や家族の意向を確認し地域生活への移行ありきとならないようにするため、実情に応じて2人(1%)に設定します。</p> <p>併せて、2019年度末時点での施設入所者数は過去3年間で12人減少していますが、2023年度末時点の施設入所者数は新規入所者を加味しても、1人減(0.5%)の186人とします。</p>

成果目標		
項目	数値	考え方
2019年度末時点施設入所者数	187人	2019年度末時点施設入所者数
《目標値①》2023年度末までに地域生活に移行する施設入所者数	2人 (1.0%)	施設入所から自宅やグループホーム等に移行する人数
2023年度末時点施設入所者数	186人	2023年度末時点の施設入所者数
《目標値②》削減見込み(削減率)	1人 (0.5%)	差し引き減少見込み数

事業 No. 2	地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p153)
国の考え方	地域生活支援拠点等について、2023年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
市の目標	本市においては、2019年度末までに地域生活支援拠点4か所を面的・機能別に整備を行っています。今後は、地域性への配慮やさまざまな障害に対する支援体制を整備するため、年1回を目途に、各地域生活支援拠点等の運用状況の評価を行い、その結果を柏市自立支援協議会に報告します。

項目	数値	考え方
《目標値》地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回/年	障害者の特性や地域性等を考慮しつつ、利用の実態を把握し、運用状況を検証及び検討する機会を設けます。

事業 No.3	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p160)
国の考え方	<p>① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。</p> <p>② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。</p> <p>③ 指導監査結果の関係市町村との共有 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。</p>
市の目標	本市においては、県が主催する虐待防止・権利擁護・障害支援区分認定調査員に係る研修等幅広いテーマの研修に参加しています。障害者自立支援審査支払等システムを確認し、請求の過誤が多くみられた場合は集団指導の場で説明しており、必要とされる体制を確保しています。事業者を対象とした指導監査を通じて、課題が見つければ必要に応じ県と情報共有を行っているほか、県・関係市との連絡会議を開催しさまざまな課題について情報共有を図ります。活動指標値の設定については、これまで実績を踏まえ設定していますが、「各サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数」については、指導監査の結果、課題が発見された場合に適切に対応する方針であることから、回数は設定していません。

成果目標に関連する主な活動指標				
項目	単位	2021年度	2022年度	2023年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や県が市職員に対して実施する研修への参加人数	人	20	20	20
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	回	1	1	1
各サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数	回	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No.1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p162)
事業種別	訪問系サービス
概要と今後	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 重度訪問介護 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 同行援護 視覚障害者（児）が移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 行動援護 知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 重度障害者等包括支援 介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
指標の説明	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問系合計	人/月	552	564	625	649	672
	時間/月	20,277	22,327	25,171	26,627	28,059
居宅介護	人/月	433	448	498	518	537
	時間/月	10,391	10,446	11,952	12,432	12,888
重度訪問介護	人/月	24	32	36	39	42
	時間/月	7,774	10,299	11,520	12,480	13,440
同行援護	人/月	83	79	81	81	81
	時間/月	1,948	1,478	1,539	1,539	1,539
行動援護	人/月	12	5	10	11	12
	時間/月	164	104	160	176	192
重度障害者等包括支援	人/月	-	-	0	0	0
	時間/月	-	-	0	0	0

事業 No.2	生活介護（第3章 障害福祉計画 ⇒ p164）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
指標の説明	提供事業所の増加により、年度ごとに2%の利用者の増加を見込みます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月19日利用するものとして算出しています。生活介護を提供する事業者は増加しており、今後も引き続き事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
生活介護	人/月	592	623	638	653	665
	人日/月	11,639	11,081	12,122	12,407	12,635

事業 No.3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）（第3章 障害福祉計画 ⇒ p164）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	<p>機能訓練は、身体障害者を対象に理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。</p> <p>生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。</p>
指標の説明	<p>機能訓練は、市内に提供事業所はなく、第1期計画以降は1～2人の実績で推移しているため、第6期計画でも1人の利用を見込みます。</p> <p>生活訓練は、14人程度を見込んでいます。利用日数については、過去の実績から機能訓練は1人あたり月18日、生活訓練は1人あたり月16日で算出しています。機能訓練は市内に提供事業所がないことから、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	1	1	1	1
	人日/月	28	18	18	18	18
自立訓練（生活訓練）	人/月	8	14	14	14	14
	人日/月	108	205	224	224	224

事業 No. 4	療養介護（第3章 障害福祉計画 ⇒ p167）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	医療と常時介護を必要とする障害者を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
指標の説明	27人の利用で推移すると見込みます。引き続き、同事業の利用が必要な障害者が円滑にサービスを受けることができるよう、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
療養介護	人/月	25	28	27	27	27

事業 No. 5	短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型） （第3章 障害福祉計画 ⇒ p168）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	自宅で介護する人の病気などにより、障害者支援施設などに短期間入所することが必要な障害者を対象に、障害者支援施設や療養介護事業所などへ短期間入所し、入浴、排泄又は食事の介護等を提供します。
指標の説明	短期入所は緊急時に備えて申請しているケースも多いため、支給決定を受けても実際に利用せずに済む人も多く見受けられます。年度ごとに福祉型は7%前後、医療型は1人の利用者の増加を見込んでいます。 利用日数については、過去の実績から福祉型は1人あたり月5日、医療型は1人あたり月4日で算出しています。既存の入所施設での事業実施に加え、通所施設が実施する短期入所へも支援を行うことなどにより、提供体制の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
短期入所（福祉型）	人/月	162	164	195	209	222
	人日/月	987	769	975	1,045	1,110
短期入所（医療型）	人/月	8	0	3	4	5
	人日/月	31	0	12	16	20

事業 No. 6	自立生活援助（第3章 障害福祉計画 ⇒ p169）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	定期的に利用者の居宅を訪問し、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。
提供見込み	国の指針における対象者は、施設や病院から地域移行した障害者や、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者であり、地域定着支援とほぼ同じため、地域定着支援と同数の利用を想定します。2018年度から始まったサービスのため、提供事業所数が増えるように引き続き働きかけを行います。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
自立生活援助	人/月	0	0	1	2	3

事業 No. 7	共同生活援助（グループホーム）（第3章 障害福祉計画 ⇒ p169）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
提供見込み	共同生活援助は、地域生活移行の推進や保護者の高齢化などにより、今後の利用者は一層増加することが見込まれます。そのため、年度ごとに6%前後の利用者の増加を見込んでいます。 提供体制の確保にあたっては、グループホームの立ち上げに必要な支援を行うとともに、運営費の補助を行うことで、新規開設を促進します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	261	295	338	362	385

事業 No. 8	施設入所支援（第3章 障害福祉計画 ⇒ p170）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
提供見込み	施設入所支援は、2023年度までに2019年度末の実績（187人）の0.5%以上の人数を減らすことを目標としているため、2023年度の利用者を186人と見込みます。障害者が安心して施設を退所することができるよう、共同生活援助や訪問系サービスの充実を図ります。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
施設入所支援	人/月	193	187	187	187	186

事業 No. 9	地域生活支援拠点<新規>（第3章 障害福祉計画 ⇒ p170）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を行います。
提供見込み	本市においては、2019年度末までに地域生活支援拠点4か所を面的・機能別に整備を行っています。今後は、地域性への配慮やささまざまな障害に対する支援体制を整備するため、年1回を目途に、各地域生活支援拠点等の運用状況の評価を行い、その結果を柏市自立支援協議会に報告します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	-	-	1	1	1

事業 No.10	〔再掲〕計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 (第3章 障害福祉計画 ⇒ p171)
事業種別	相談支援関連
概要と今後	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 障害児相談支援 障害児通所支援利用者の障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 地域相談支援 《地域移行支援》 障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。 《地域定着支援》 施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。
提供見込み	<p>「計画相談支援」は、障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を、「障害児相談支援」は障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。</p> <p>「地域移行支援」は、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行する人数を勘案し対象者数を見込んでいます。</p> <p>「地域定着支援」は、単身世帯の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者、地域定着支援の利用が見込まれる障害者を勘案し、対象者を見込んでいます。</p> <p>計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の量の確保と質の向上を図ります。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画相談支援	人/月	485	446	574	622	671
障害児相談支援	人/月	192	130	178	192	205
地域移行支援	人/月	2	2	3	4	5
地域定着支援	人/月	0	0	1	2	3

事業 No.11	保健，医療及び福祉関係者による協議の場<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p178)
事業種別	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
概要と今後	<p>全ての障害福祉圏域ごとに保健，医療，福祉の関係者による協議の場を設置し，協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる，保健，医療，福祉，介護，当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては，精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。</p> <p>同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる，協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。</p>
提供見込み	<p>本市では，「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」として関係者の協議の場を定期的を開催し，地域課題の分析等を行っています。今後も市内医療機関等関係機関と連携を図ることにより，退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。</p> <p>開催回数及び参加者数はこれまでの実績を踏まえ設定しているほか，目標設定及び評価については地域課題等の分析を通じ今後の事業の目標を定めており，柏市自立支援協議会の場で経過を報告すること等により検討を深めます。</p>

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
開催回数	回	-	7	7	7	7
参加者数	人	-	197	173	173	173
目標設定及び評価の実施回数	回	-	-	1	1	1

事業 No.12	精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p179)
事業種別	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
概要と今後	現に各サービスを利用している精神障害者の人数, 精神障害者等のニーズ, 入院中の精神障害者のうち各サービスの利用が見込まれる方の人数等を勘案して, 利用者数の見込みを設定する。
提供見込み	現在の地域移行支援/地域定着支援/共同生活援助/自立生活援助の利用が見込まれる方の人数等を勘案して, 精神障害者等のサービス利用見込みを設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
精神障害者の地域移行支援	人/月	-	-	1	2	2
精神障害者の地域定着支援	人/月	-	-	1	1	2
精神障害者の共同生活援助	人/月	-	-	2	4	6
精神障害者の自立生活援助	人/月	-	-	1	1	2

事業 No.13	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p182)
事業種別	障害福祉サービスの質を向上させるための取組<新規>
概要と今後	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
提供見込み	本市においては, 県が主催する虐待防止・権利擁護・障害支援区分認定調査員に係る研修等幅広いテーマの研修に参加していますので, これまでの実績を踏まえて見込量を設定します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
参加人数	人	-	-	20	20	20

事業 No.14	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p182)
事業種別	障害福祉サービスの質を向上させるための取組<新規>
概要と今後	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
提供見込み	障害者自立支援審査支払等システムを確認し、請求の過誤が多くみられた場合は集団指導の場で説明しており、必要とされる体制を確保しています。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
体制	有無	-	-	有	有	有
実施回数	回	-	-	1	1	1

事業 No.15	指導監査結果の関係市町村との共有<新規> (第3章 障害福祉計画 ⇒ p183)
事業種別	障害福祉サービスの質を向上させるための取組<新規>
概要と今後	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
提供見込み	事業者を対象とした指導監査を通じて、課題が見つければ必要に応じ県や関係市と情報共有を行っているほか、県・関係市との連絡会議を毎年開催しさまざまな課題について情報共有を行っています。指導監査の結果、課題が発見された場合に適切に対応する方針であることから、回数は設定していません。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
体制	有無	-	-	有	有	有
共有回数	回	-	-	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施

事業 No.16	日常生活用具給付等事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p188）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	<p>障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具や訓練用具 例）特殊寝台，特殊マット，訓練用ベッド 自立生活支援用具：入浴，調理，移動など生活の自立を支援する用具 例）入浴補助用具，移動支援用具，聴覚障害者用屋内信号装置 在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具 例）電気式痰吸引器，盲人用体温計 情報・意思疎通支援用具：情報収集，情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例）ファックス，人工喉頭，点字器 排泄管理支援用具：排泄管理を支援する衛生用具 例）ストマ用装具，紙おむつ 住宅改修費：居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 例）手すり設置
提供見込み	これまでの実績に基づき、「排泄管理支援用具」は今後増加する見込みですが、そのほかの日常生活用具については、概ね横ばいで推移すると見込まれます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
介護・訓練支援用具	件/年	25	23	23	23	23
自立生活支援用具	件/年	62	43	48	48	48
在宅療養等支援用具	件/年	47	49	48	48	48
情報・意思疎通支援用具	件/年	55	42	49	49	49
排泄管理支援用具	件/年	720	741	767	783	797
住宅改修費	件/年	13	5	8	8	8

事業 No.17	移動支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p189）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
提供見込み	障害者の社会参加を促進する観点から、利用者数は今後増加するものとして見込み、利用時間数も、過去の実績から1人あたり月15時間として、利用者増に伴い増加を見込んでいます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
移動支援事業	人/月	328	309	333	340	347
	時間/月	4,563	3,944	4,995	5,100	5,205

事業 No.18	地域活動支援センター機能強化事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p190）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど、多様な活動を行う場を設けます。
提供見込み	実施か所数及び利用者数は、現状を維持する見込みですが、就労継続支援事業等の障害福祉サービスへの移行を積極的に支援します。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域活動支援センター事業	実施か所(市内)	7	6	6	6	6
	実施か所(市外)	6	5	6	6	6
	人/月(市内)	168	197	190	190	190
	人/月(市外)	14	13	13	13	13

事業 No.19	日中一時支援事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p191）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
提供見込み	地域生活の移行推進に伴い、日中活動の場の確保、家族支援の観点から利用者数が増加するものと見込みます。また、増加する利用者に対応できるように、提供する事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
日中一時支援事業	人/月	324	308	343	349	355
	人日/月	1,412	1,335	1,543	1,570	1,597

事業 No.20	訪問入浴サービス事業（第3章 障害福祉計画 ⇒ p191）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	重度の身体障害者に対して、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
提供見込み	利用者数は年度ごとに1人程度の利用者数の増加を見込みます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問入浴サービス事業	人/月	33	33	34	35	36
	人日/月	194	190	226	241	255

事業 No.21	障害者グループホーム入居者家賃助成事業 （第3章 障害福祉計画 ⇒ p193）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	グループホームなどに入居する障害者のうち、市民税が非課税の方に対して家賃を助成します。
提供見込み	グループホーム入所者数は、地域生活移行の推進や保護者の高齢化などにより、今後は一層増加することが見込まれます。そのため、年度ごとに6%前後の利用者の増加を見込んでいます。

サービス見込み量		第5期実績		第6期推計		
サービス種別	単位	2018年度	2019年度	2021年度	2022年度	2023年度
入居者家賃助成事業	人/月	195	217	230	244	259